

都市建設委員会委員長報告書

令和2年3月23日

都市建設委員会に付託されました議案9件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第23号令和元年度流山市下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、資本的支出では、工法変更等により工事費が増加したことから、管渠工事請負費が当初予算で見込んだ額を上回ったもので、既決予定額に6,200万円を増額し、総額を36億3,069万3千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号令和2年度流山市水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を44億9,645万9千円、支出を39億7,248万8千円とし、資本的収支では、収入を9億3,877万4千円、支出を32億7,068万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

前年度に比べて11.5ポイント増の72億4,317万円規模の予算となり、引き続き積極的な水道事業経営を感じる内容となった。特に、区画整理事業の確実な進捗と新市街地地区の概成による定住人口の増加が、給水収益の増加などにも大きく寄与しているカタチと言える。

そのような中で、引き続き3億7,400万円の黒字経営となる見通しであり、安定的な水道事業を継続されることを期待する。また、経営方針として、一般会計に対して納付金を支出し、下水道事業に対して貸付を出資金に切り替えるなど、バランスの取れた取り組みも評価する。

今後も、給水収益に加えて、新設が続く給水申込納付金の収益などを元にして、主要配水管や老朽配水管などに関しては計画通りに更新を行い、19万5千人の市民の皆さまに美味しい水の安定供給を実施されることを切に願う。

2 賛成の立場で討論する。

給水収益で、給水人口の増加により対前年度予算比で1.93ポイント伸びも見込んでいること、給水申込納付金においても対前年度予算比27.71ポイントの伸びを見込んでいること等、引き続き安定した収益を確保できる見込みであること。

未給水区域の解消を図るための拡張工事、新設井戸の設置工事等を積極的に進めていること。

また、災害用水袋を購入するなど応急給水施設の充実を図っているなど、将来にわたって安心安全な水の供給を推進している。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号令和2年度流山市下水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を35億5,460万円、支出を34億9,399万4千円とし、資本的収支では、収入を26億2,293万8千円、支出を37億7,144万3千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

収益においては、下水道使用料が対前年度予算比3.61ポイントの増加を見込み、費用においては、対前年度予算比8.95ポイントの増加となっているものの、収益的収支で黒字を確保できる見込みであること。

流山市下水道事業経営戦略等の計画に基づき、汚水整備事業では、対前年度予算比26.76ポイント増の予算を確保し、三輪野山地区・西深井地区・美原地区などの汚水管整備

を積極的に進め、下水道普及率の向上に努めていること。

また、令和2年度から合併浄化槽補助に関連した業務が、一般会計から下水道事業会計に移管され、生活排水環境の改善が見込まれる。

2 賛成の立場で討論する。

前年度比4.66ポイント増の72億6,543万円規模の予算となり、引き続き堅調な伸びを示した予算内容と言える。区画整理事業の確実な進捗と新市街地地区の概成による定住人口の増加などが、営業収益にも大きく寄与しているカタチと言える。

下水道使用料は対前年度比3.61ポイントの伸び率であり、順調な収益増により、黒字経営の見通しであることを評価する。

今後は収益をもとに、引き続き下水道の未整備地区の解消に向けた積極的な取り組みを行うこととあわせて、水道事業会計から出資を受けるなどの上下水道一体化経営の利点を生かした経営と計画通りの下水道整備の概成が図られることを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、決算の見地から土地区画整理費を減額補正するとともに、事業の進捗を踏まえ繰越明許費の設定を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、本市が施行する流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業を推進するための所要額を計上し、その財源として、清算金収入のほか、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比、1億5,005万6千円、26.0%増の7億2,697万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鱒ヶ崎地区では換地処分が行われ、保留地も完売し、清算金業務に向けて順調に進んでいる。

鱒ヶ崎・思井地区では保留地は計画より高く売れており、来年度の換地処分に向けて事業が進められていることは、高く評価できる。

今後、地権者に寄り添った事業の推進をされたい。がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公営住宅管理標準条例の改正に関する国の通知を踏まえ、市営住宅の入居に際して連帯保証人の確保を不要とするほか、不正入居者に対する明渡請求の際に徴収する金銭に付す利息の利率を法定利率に改める等所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本条例の改正の背景には、身寄りのない単身高齢者の増加に伴い、保証人を確保することができないといった事態が生

じることがないよう、保証人に関する規定を標準条例から削除するものであり、今後そのことで入居ができないなどの不測の事態が起きる前に条例の改正を行うことは有効なことであると考える。

今後、対象住民の方に寄り添った相談体制、丁寧な説明、周知されたい。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

連帯保証人の不要化、損害賠償請求利息の変更ともに、時代の動きに即したものと理解している。生活に困難を抱える方への突き放しにならないように、また孤独死等への対応をしっかりと求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、これまで対象となっていなかった規模のコンテナ倉庫の建築等、コインパーキングの建設等を景観法第16条第1項の規定による行為の種類、場所、設計等を市長に届け出なければならぬ行為に加えるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

流山市の上質な住環境を推進しようとする立場を評価する。ただし、この条例は、私有財産の活用に対して、制限を求めるものであるとも言い換えることができるため、事業者等への丁寧な対応や寄り添いを求める。

2 賛成の立場で討論する。

今回の景観条例の一部を改正する条例の制定については、流山市景観計画に即した計画となるよう改正されるもので、明度、彩度の基準に基づき協議するものである。

また、必ずしも強制されるものではなく、夜間のコインパーキングの縁石や車止めについては、法に基づき安全を優先するものであることがわかった。今後良好な景観の形成を促

進するものである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第26号流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における自転車通行帯の構造の技術的基準の新設及び自転車道を設置する道路の要件の変更をするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

これまで一般質問などを通して、自転車通行帯や自転車道の整備に関して推進を図ってきた。しかし、いまだに市民においては、自転車の活用に関して、混乱が生じている。そこで、自転車に関わる適切な広報を要望する。

さらに、自転車に関する事務分掌については、近隣市と比べても、不明瞭と言わざるを得ない。そこで、改めて、自転車に関わる事務分掌の整理も要望する。誰にとっても安全な道路の敷設を期待する。

2 賛成の立場で討論する。

令和2年度主要事業の一つである地域公共交通網形成計画策定をはじめとする歩行者と自転車の安全性、快適性、利便性の向上を図るための自転車ネットワーク計画を策定し、自転車走行空間の整備を進めていくうえで、まず行うべき必要不可欠な条例の一部改正であり、自転車関連の交通事故が減少することを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。